

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	重度心身障害者医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る重度心身障害者医療費の支給に関する事務】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、重度心身障害者医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県別府市長

## 公表日

令和6年10月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費の支給に関する事務
②事務の概要	別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年別府市条例第55号。以下「条例」という。)による医療費の支給に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 受給資格の認定に関する事務 (2) 医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 条例第11条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る重度心身障害者医療費の支給に関する事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1 別府市総合行政システム(重度心身障害者医療費支給システム) 2 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名システム 5 Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項の規定に基づく別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)第4条第1項 別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第9号 (情報提供の根拠)行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel: 0977-21-1251 e-mail: gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部 障害福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel: 0977-21-1413 e-mail: haw-hw@city.beppu.lg.jp
⑨ 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。 また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認するなどの措置を講じる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。 また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認するなどの措置を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	別府市総合行政システム(重度心身障害者医療費支給システム)統合宛名システム中間サーバー	1 別府市総合行政システム(重度心身障害者医療費支給システム)2 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)3 中間サーバー4 宛名システム	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉保健部 障害福祉課	福祉共生部 障害福祉課	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルを取り扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉保健部 障害福祉課〒874-8511大分県別府市上野口町1番15号ℓ:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.beppu.lg.jp	福祉共生部 障害福祉課〒874-8511大分県別府市上野口町1番15号ℓ:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.beppu.lg.jp	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉共生部 障害福祉課	市民福祉部 障害福祉課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルを取り扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉共生部 障害福祉課〒874-8511大分県別府市上野口町1番15号ℓ:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.beppu.lg.jp	市民福祉部 障害福祉課〒874-8511大分県別府市上野口町1番15号ℓ:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.beppu.lg.jp	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号(情報提供の根拠)行わない。	(情報照会の根拠)番号法第19条第9号(情報提供の根拠)行わない。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和6年10月11日	評価書名	重度心身障害者医療費の支給に関する事務	重度心身障害者医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る重度心身障害者医療費の支給に関する事務】	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(評価書名変更)
令和6年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年別府市条例第55号。以下「条例」という。)による医療費の支給に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 受給資格の認定に関する事務 (2) 医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 条例第11条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年別府市条例第55号。以下「条例」という。)による医療費の支給に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 受給資格の認定に関する事務 (2) 医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 条例第11条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る重度心身障害者医療費の支給に関する事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーカードを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(事務の概要変更)
令和6年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 別府市総合行政システム(重度心身障害者医療費支給システム) 2 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名システム	1 別府市総合行政システム(重度心身障害者医療費支給システム) 2 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名システム 5 Public Medical Hub (PMH)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(システム名称変更)
—	II しいき値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(基準日変更)
—	II しいき値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(基準日変更)
令和6年10月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新規項目の内容記載	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行に伴う変更)
令和6年10月11日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	新規項目の内容記載	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行に伴う変更)